

一斉休憩の適用除外に関する協定書

国立大学法人名古屋工業大学長と国立大学法人名古屋工業大学多治見地区事業場職員の過半数を代表する者は、国立大学法人名古屋工業大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程第5条第1項、国立大学法人名古屋工業大学再雇用職員就業規則第14条及び国立大学法人名古屋工業大学パートタイマー就業規則第12条第3項（以下「就業規則等」という。）に基づき、休憩時間に関し、次のとおり協定する。

（休憩時間等）

第1条 就業規則等で定められた休憩時間に関し、以下の業務に従事する者については、時間を変更したパターンで休憩を与えることができるものとする。

職種	業務	パターン
職員 再雇用常勤職員	窓口業務 実験・実習担当業務	A 11:30～12:30
		B 12:30～13:30
		C 13:00～14:00
パートタイマー 再雇用短時間職員	窓口業務 実験・実習担当業務	A 11:30～12:30
		B 12:30～13:30
		C 13:00～14:00

- 1日6時間以下に従事する者に関して、本人同意の下、就業規則等で定められた休憩時間を与えない場合がある。
- 入試業務を行う日に関して、当日業務に当たる者について、入試スケジュールに合わせて休憩時間を変更できるものとする。
- 防災に関する訓練を行う日に関して、当日訓練に参加する者について、訓練のスケジュールに合わせて休憩時間を変更できるものとする。
- 育児あるいは介護のために早出遅出勤務をする者に関しては、午前11時から午後2時までの間（11時から勤務する者は11時30分から午後2時までの間）で休憩時間を与えるものとする。
- 育児短時間勤務をする者に関しては、勤務時間の割り振りに合わせて休憩時間を与えることができるものとする。
- 御器所地区事業場～多治見地区事業場間の移動中に休憩時間が重なる場合は、到着時刻に合わせて休憩時間を変更できるものとする。

（有効期間）

第2条 この協定の有効期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の14日前までに、労使いずれからも申し出がないときは更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

平成27年3月16日

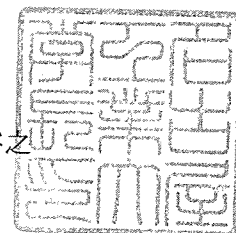
国立大学法人名古屋工業大学長

国立大学法人名古屋工業大学

多治見地区事業場職員過半数代表者



鵜飼 裕之



藤 正 督